# 髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 月

 高
 知
 丸
 よ

 一
 丁
 目
 2
 2
 0

 年
 週
 2
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

条 例

ページ

◎高知県税条例の一部を改正する条例 〈3・31掲示〉

# 公布された条例のあらまし

# ◆高知県税条例の一部を改正する条例(高知県条例第23号)

1 条例改正の目的

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)が平成29年3月31日に公布されたこと等に伴い、県民税、法人の事業税、不動産取得税、自動車取得税及び自動車税について必要な改正をすることとした。

- 2 主要な内容
- (1) 県民税
- ア 上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項その 他の事情を勘案して、市町村長が課税方式を決定できることを明確化すること。 (第36条)
- イ 租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。(第49条の2及び第49条の3)
- ウ 法人の県民税の特定寄附金税額控除について、控除する金額は、確定申告書等に 添付された書類に記載された特定寄附金の額を限度とすること。(付則第12条の 2)
- (2) 法人の事業税
- ア 法人の事業税の確定申告納付に係る期限について、法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、当該定めの内容を勘案して3月を超え6月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内に申告納付することができるものとすること。(第60条)
- イ 租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。(第62条の2及び第62条の3)
- ウ 法人の事業税の特定寄附金税額控除について、控除する金額は、確定申告書等に 添付された書類に記載された特定寄附金の額を限度とすること。(付則第13条の 3)
- (3) 不動産取得税
- ア 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(付則第17条の2)
- イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(付則第18条の2)
- ウ 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後2年以内に、一定の改修工事を 行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場 合における当該宅地建物取引業者による取得に係る税額の減額措置の適用期限を平 成31年3月31日まで延長すること。(付則第18条の3)
- (4) 自動車取得税
- ア 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が取得する地域住民の生活に必要な特定の路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(付則第22条)

账

- イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次のいずれにも該当するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の20を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(付則第22条の2第2項)
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
  - a 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
  - b 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の25を乗じて得た率とする特例措置を講ずること。(付則第22条の2第3項)
- (ア) 次に掲げるガソリン自動車
  - a 車両総重量が2.5トンを超え3.5トンのバス又はトラックのうち、次のいずれ にも該当するもの
  - (a) 次のいずれかに該当すること。
  - i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超え ないこと。
  - ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超え ないこと。
  - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110 を乗じて得た数値以上であること。
  - b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - (a) 次のいずれかに該当すること。
    - i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が

- 平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超え ないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 次に掲げる軽油自動車
  - a 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - (a) 次のいずれかに該当すること。
  - i 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排 出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下 「平成30年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。
  - ii 平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
  - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110 を乗じて得た数値以上であること。
  - b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - (a) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
  - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
  - c 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該 当するもの
  - (a) 次のいずれかに該当すること。
  - i 平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排 出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下 「平成28年軽油重量車基準」という。)に適合すること。
  - ii 平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあっては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
  - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- エ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の40を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(付則第22条の2第4項)

歐

- (ア) 次に掲げるガソリン自動車
  - a 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

- (a) 次のいずれかに該当すること。
  - i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超え ないこと。
  - ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超え ないこと。
- (b) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降 の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「平成32 年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以 上であること。
- b 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当 するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超え ないこと。
- ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超え ないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115 を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車
  - a 次のいずれかに該当すること。
  - (a) 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
  - (b) 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - b エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- オ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の50を乗じて得た率とする特例措置を講ずること。(付則第22条の2第5項)
  - (ア) 次に掲げるガソリン自動車
    - a 車両総重量が2.5トンを超え3.5トンのバス又はトラックのうち、次のいずれ

- (a) 次のいずれかに該当すること。
- i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超え ないこと。
- ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超え ないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105 を乗じて得た数値以上であること。
- b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
  - i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超え ないこと。
  - ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超え ないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110 を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 次に掲げる軽油自動車
  - a 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - (a) 次のいずれかに該当すること。
    - i 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。
    - ii 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質 の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質 の値の10分の9を超えないこと。
  - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105 を乗じて得た数値以上であること。
- b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - (a) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110 を乗じて得た数値以上であること。
- c 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- i 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
- ii 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の 排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値 の10分の9を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105 を乗じて得た数値以上であること。

- カ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の60を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(付則第22条の2第6項)
- (ア) 次に掲げるガソリン自動車
  - a 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
  - (a) 次のいずれかに該当すること。
  - i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超え ないこと。
  - ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超え ないこと。
  - (b) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110 を乗じて得た数値以上であること。
  - b 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当 するもの
  - (a) 次のいずれかに該当すること。
  - i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超え ないこと。
  - ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超え ないこと。
  - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110 を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車
  - a 次のいずれかに該当すること。
  - (a) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えな いこと。
  - (b) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えな いこと。
  - b エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- キ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の75を乗じて得た率とする特例措置を講ずること。(付則第22条の2第7円)
- (ア) 次に掲げるガソリン自動車
  - a 車両総重量が2.5トンを超え3.5トンのバス又はトラックのうち、次のいずれ にも該当するもの

(a) 次のいずれかに該当すること。

- i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超え ないこと。
- ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超え ないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超え ないこと。
- ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超え ないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105 を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 次に掲げる軽油自動車
- a 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - (a) 次のいずれかに該当すること。
  - i 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。
  - ii 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
  - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること
- b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105 を乗じて得た数値以上であること。
- c 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該 当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- i 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
- ii 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の 排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値 の10分の9を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ク 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等

を受けるものの取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の80を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(付則第22条の2第8項)

- (ア) 次に掲げるガソリン自動車
  - a 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
  - (a) 次のいずれかに該当すること。
    - i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超え ないこと。
    - ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超え ないこと。
  - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110 を乗じて得た数値以上であること。
  - b 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当 するもの
  - (a) 次のいずれかに該当すること。
  - i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超え ないこと。
  - ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超え ないこと。
  - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105 を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車
  - a 次のいずれかに該当すること。
  - (a) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えな いこと。
  - (b) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えな いこと。
  - b エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ケ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(以下「環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(付則第22条の2の3第1項から第5項まで)
- (ア) 次に掲げる自動車について、取得価額から45万円を控除すること。
  - a 電気自動車
  - b 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律第1条の規定による 改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。) 附則第12 条の2第2項第2号に掲げる天然ガス自動車
  - c プラグインハイブリッド自動車

- d 新法附則第12条の2第2項第4号に掲げるガソリン自動車
- e 次に掲げるガソリン自動車(平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度に適用されるべきものとして定められたもの(以下「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの(以下「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。)に限る。)
- (a) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
  - i 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - ii 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - iii エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の195 を乗じて得た数値以上であること。
- (b) 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当する もの
- i 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- ii 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化 物の値の4分の1を超えないこと。
- iii エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の157 を乗じて得た数値以上であること。
- f 新法附則第12条の2第2項第5号に掲げる石油ガス自動車
- g 新法附則第12条の2第2項第6号イに掲げる軽油自動車
- h 新法附則第12条の2第2項第6号ハに掲げる軽油自動車(ハイブリッド自動車に限る。)
- (イ) 次に掲げる自動車について、取得価額から35万円を控除すること。
  - a イ又はウの(ア)のガソリン自動車
- b ガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)のうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150 を乗じて得た数値以上であること。
- c ウの(A)のcの軽油自動車(NAブリッド自動車に限る。)
- (ウ) 次に掲げる自動車について、取得価額から25万円を控除すること。
  - a エの(ア) 又はオの(ア) のガソリン自動車
- b 次に掲げるガソリン自動車(平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)
  - (a) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
  - i 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - ii 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - iii エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180

軍

を乗じて得た数値以上であること。

- (b) 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当する もの
  - i 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - ii 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- iii エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144 を乗じて得た数値以上であること。
- (c) エの(イ)の石油ガス自動車
- (d) オの(イ)のcの軽油自動車(ハイブリッド自動車に限る。)
- (エ) 次に掲げる自動車について、取得価額から15万円を控除すること。
  - a カの(ア) 又はキの(ア) のガソリン自動車
  - b 次に掲げるガソリン自動車 (平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車 に限る。)
  - (a) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
  - i 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - ii 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - iii エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165 を乗じて得た数値以上であること。
  - (b) 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当する もの
    - i 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - ii 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化 物の値の4分の1を超えないこと。
  - iii エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138 を乗じて得た数値以上であること。
  - c カの(イ)の石油ガス自動車
- d + o(1) oco の軽油自動車 (ハイブリッド自動車に限る。)
- (オ) 次に掲げる自動車について、取得価額から5万円を控除すること。
  - a クの(ア)のガソリン自動車
- b 次に掲げるガソリン自動車(平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)
  - (a) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
  - i 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - ii 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - iii エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138 を乗じて得た数値以上であること。
  - (b) 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当する もの
  - i 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - ii 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - iii エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132

を乗じて得た数値以上であること。

c クの(イ)の石油ガス自動車

- コ 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が路線定期運行の用に供する自動車 (以下「路線バス等」という。)のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登 録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日 まで延長すること。(付則第22条の2の3第6項)
- サ 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。 (付則第22条の2の3第7項)
- シ 一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(付 則第22条の2の3第8項)
- ス 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日((ウ)のトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、取得価額から525万円を控除する特例措置を講ずること。(付則第22条の2の3第9項)
- (ア) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車又はバス(以下「バス等」という。)であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)及び平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの
- (イ) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。)であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (ウ) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、平成28年2月1 日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基 準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽 減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- セ 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、(ア)のトラックにあっては平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、(イ)のトラックにあっては平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずること。(付則第22条の2の3第10項)
- (ア) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、平成28年2月1 日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基 準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽 減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (イ) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、平成27年9月1

日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

- ソ 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日((エ)のトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずること。(付則第22条の2の3第11項)
- (ア) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの
- (イ) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、平成28年2月1日 以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準 又は平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減 制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (ウ) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、平成28年2月 1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安 基準又は平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害 軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (エ) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- タ 車両総重量が12トンを超えるバス等であって、平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から175万円を控除する特例措置を講ずること。(付則第22条の2の3第12項)

### (5) 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車 新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置 について、次のとおり見直しを行うこと。(付則第23条)

(ア) 環境負荷の小さい自動車

平成29年度及び平成30年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録 の翌年度に次の特例措置を講ずること。

- a 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの及び軽油自動車である乗用車のうち平成30年軽油軽中量車基準に適合するもの又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するものについて、税率のおおむね100分の75を軽減すること。
- b エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗 じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排

出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの(aの適用を受ける自動車を除く。)について、税率のおおむね100分の50を軽減すること。

# (イ) 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。)について、それぞれ次に定める年度以後(平成30年度以後に限る。)に税率のおおむね100分の15(バス(一般乗合用のものを除く。)及びトラックについてはおおむね100分の10)を重課する特例措置を講ずること。

- a ガソリン自動車又はLPG自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を 受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する 年度
- b 軽油自動車その他のaに掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日まで に新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経 過した日の属する年度
- (6) その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 3 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

足

#### -----

条 例

高知県税条例の一部を改正する条例をここに定める。 平成29年3月31日(掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

#### 高知県条例第23号

#### 高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。 第5条第2項第1号中「第24条の4第6項」を「第24条の4第8項」に改める。 第10条中「免かれた」を「免れた」に改める。

第36条第4項中「法第45条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第40条の3第2項に規定する確定申告書を含む。)」を「法第32条第13項に規定する特定配当等申告書(以下この項において「特定配当等申告書」という。)」に、「法第32条第13項」を「同項」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

第36条第6項中「法第45条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第40条の3第2項に規定する確定申告書を含む。)」を「法第32条第15項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額申告書」という。)」に、「法第32条第15項」を「同項」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

第39条の4中「第36条第4項の申告書」を「法第32条第13項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第15項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に改める。

第48条第4項中「第75条の2第6項」を「第75条の2第8項」に、「第75条の2第3項」を「第75条の2第5項」に、「第75条の2第5項」を「第75条の2第7項」に改め、同条第5項中「第75条の2第3項」を「第75条の2第5項」に、「第75条の2第5項」を「第75条の2第7項」に改め、同条第6項中「同条第7項」を「同条第9項」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改める。

第49条の2第1項中「内国法人(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人をいう。以下同じ。)」を「法人」に、「又は第67条の18第1項」を「、第66条の4の3第1項又は第67条の18第1項」に、「)をした場合(外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る」を「以下この項において同じ。)をした場合又は」に、「又は締約者」を「若しくは締約者」に改め、「(租税特別措置法第66条の4第1項又は第66条の4の3第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。)」及び「を含む。)」を削り、「にあっては」を「には」に改める。

第49条の3第1項中「国税庁長官に」を「国税庁長官又は当該租税条約の条約相手国等

の権限ある当局に」に、「にあっては」を「には」に改める。

第57条第2項中「第72条の23第1項ただし書」を「第72条の23第2項」に改める。

第60条第1項第1号ただし書中「特別の事情により各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、知事が指定する月数の」を「法第72条の25第3項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める」に、「特別の事情により各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、知事が指定する月数の」を「同条第5項各号に掲げる場合に該当するときは当該各号に定める」に改める。

第61条を次のように改める。

(分割法人の申告納付等)

第61条 分割法人(前条第1項の法人で2以上の都道府県において事務所又は事業所を設 けて事業を行うものをいう。)は、法第72条の25、第72条の26(第5項を除く。)、第 72条の28若しくは第72条の29の規定により事業税を申告納付し、又は法第72条の33第2 項若しくは第3項の規定により事業税を修正申告納付する場合には、法第72条の48第2 項に該当する場合(同項ただし書の規定を適用する場合を除く。)を除き、当該事業に 係る課税標準の総額(法第72条の24の7第1項第1号若しくは第3号に掲げる法人で各 事業年度の所得の総額が年400万円(当該法人の当該事業年度が1年に満たない場合に は、同条第4項の規定を適用して計算した金額。以下この条において同じ。)を超え年 800万円(当該法人の当該事業年度が1年に満たない場合には、法第72条の24の7第4 項の規定を適用して計算した金額。以下この条において同じ。)以下のもの又は法第72 条の24の7第1項第2号に掲げる法人で各事業年度の所得の総額が年400万円を超える ものにあっては、当該各事業年度の所得の総額を年400万円以下の部分の金額及び年400 万円を超える部分の金額に区分した金額とし、同項第1号又は第3号に掲げる法人で各 事業年度の所得の総額が年800万円を超えるものにあっては、当該各事業年度の所得の 総額を年400万円以下の部分の金額、年400万円を超え年800万円以下の部分の金額及び 年800万円を超える部分の金額に区分した金額とする。)を分割基準(法第72条の48第 3項に規定する分割基準をいう。)により関係都道府県ごとに分割し、その分割した額 を課税標準として、事業税額を算定し、前条第1項に定める期間内にこれを知事に申告 納付し、又は修正申告納付しなければならない。

第62条の2第1項中「内国法人」を「法人」に、「又は第67条の18第1項」を「、第66条の4の3第1項又は第67条の18第1項」に、「)をした場合(外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る」を「以下この項において同じ。)をした場合又は」に、「又は締約者」を「若しくは締約者」に改め、「(租税特別措置法第66条の4第1項又は第66条の4の3第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。)」及び「を含む。)」を削り、「にあっては」を「には」に改める。

第62条の3第1項中「国税庁長官に」を「国税庁長官又は当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局に」に、「にあっては」を「には」に改める。

第65条第1項中「内国法人」を「内国法人(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人をいう。)」に改める。

付則第12条の2第2項及び第5項中「金額は」を「金額の計算の基礎となる特定寄附金の額は」に、「金額を」を「額を」に改める。

付則第13条中「年800万円(当該法人の当該事業年度が1年に満たない場合においては、法第72条の24の7第4項の規定を適用して計算した金額。以下この条において同

じ。)以下の部分の金額と年800万円」とあるのは「年10億円(当該法人の事業年度が 1年に満たない場合においては、法附則第 9条の 2 の規定により読み替えられた法第72条の 24の 7 第 4 項の規定を適用して計算した金額。以下この条において同じ。)以下の部分の金額と年10億円」を「第72条の24の 7 第 1 項第 1 号若しくは第 3 号」とあるのは「第72条の24の 7 第 1 項第 2 号」と、「年800万円」とあるのは「年10億円」と、「もの又は法第72条の24の 7 第 1 項第 2 号に掲げる法人で各事業年度の所得の総額が年400万円を超えるもの」とあるのは「もの」と、「同項第 1 号又は第 3 号に掲げる」とあるのは「当該」に改める。

付則第13条の2中「「法附則第9条の2」を「「第72条の24の7第1項第1号若しくは第3号」とあるのは「第72条の24の7第1項第2号」とあるのは「法第72条の24の7第1項第1号若しくは第3号」に、「」とする」を「の規定により読み替えられた法第72条の24の7第1項第2号」と、「同条第4項」とあるのは「同法第2条第1項の規定により読み替えられた法附則第9条の2の規定により読み替えられた法第72条の24の7第4項」とする」に改める。

付則第13条の3第1項中「第72条の48第2項に規定する事業税額の課税標準の」を「第72条の48第3項に規定する」に改め、同条第2項中「金額は」を「金額の計算の基礎となる特定寄附金の額は」に、「金額を」を「額を」に改める。

付則第17条の2中「第7条第16項」を「第7条第15項」に、「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「第7条第17項」を「第7条第16項」に改める。

付則第18条の2及び第18条の3第1項中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」 に改める。

付則第20条中「法第388条第1項の」を削り、「の修正基準」を「に規定する修正基準」に改める。

付則第22条中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

付則第22条の2第5項中「ガソリン自動車(乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであって、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第5項に規定する総務省令で定めるものに限る。)」を「次に掲げる自動車」に、「前3項又は付則第22条の2の3第6項から第11項」を「第2項から前項まで又は付則第22条の2の3第6項から第12項」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 次に掲げるガソリン自動車
- ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第8項第1 号イに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
  - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
  - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこ
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当する もので法附則第12条の2の2第8項第1号ロに規定する総務省令で定めるもの
  - (ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこ と。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第12条の2の2 第8項第2号に規定する総務省令で定めるもの

ア次のいずれかに該当すること。

- (ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

付則第22条の2第5項を同条第8項とし、同条第4項中「前2項又は付則第22条の2の3第6項から第11項」を「第2項から前項まで又は付則第22条の2の3第6項から第12項」に、「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「100分の60」を「100分の75」に改め、同項第1号アを削り、同号イ中「第12条の2の3第4項第1号ロ」を「第12条の2の2第7項第1号イ」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこ と

付則第22条の2第4項第1号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号イを同号アとし、同号ウ中「第12条の2の3第4項第1号ハ」を「第12条の2の2第7項第1号ロ」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこ と。

付則第22条の2第4項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号イとし、同項第2号ア中「第12条の2の3第4項第2号イ」を「第12条の2の2第7項第2号イ」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
  - a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。
  - b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10

分の9を超えないこと。

付則第22条の2第4項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「第12条の2の3第4項第2号ロ」を「第12条の2の2第7項第2号ロ」に改め、同号ウ中「7.5トン」を「3.5トン」に、「第12条の2の3第4項第2号ハ」を「第12条の2の2第7項第2号ハ」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
  - a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
- b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出 量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の 9を超えないこと。

付則第22条の2第4項第2号エ及びオを削り、同項を同条第7項とし、同条第3項中「前項又は付則第22条の2の3第6項から第11項」を「前3項又は付則第22条の2の3第6項から第12項」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「100分の40」を「100分の50」に改め、同項第1号ア及びイを削り、同号ウ中「第12条の2の3第3項第1号ハ」を「第12条の2の2第5項第1号イ」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
  - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと
  - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこ と。

付則第22条の2第3項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号アとし、同号エ中「第12条の2の3第3項第1号二」を「第12条の2の2第5項第1号 口」に改め、同号エ(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
  - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
  - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこ と。

付則第22条の2第3項第1号エ(イ)を削り、同号エ(ウ)を同号エ(イ)とし、同号エを同号イとし、同項第2号ア中「第12条の2の3第3項第2号イ」を「第12条の2の2第5項第2号イ」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
  - a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。
  - b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排 出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10 分の9を超えないこと。

付則第22条の2第3項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「第12条の2の3第3項第2号ロ」を「第12条の2の2第5項第2号ロ」に改め、同号ウ中「7.5トン」を「3.5トン」に、「第12条の2の3第3項第2号ハ」を「第12条の2の2第5項第2号ハ」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
- b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出 量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の 9を超えないこと。

付則第22条の2第3項第2号工及びオを削り、同項を同条第5項とし、同項の次に次の 1項を加える。

- 6 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第2項から前項まで又は付則第22条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。
- (1) 次に掲げるガソリン自動車
- ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第6項第1 号イに規定する総務省令で定めるもの
  - (ア) 次のいずれかに該当すること。
  - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
  - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこ と。
  - (イ) エネルギー消費効率が、平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当する もので決附則第12条の2の2第6項第1号ロに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
  - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこ と。
- (イ) エネルギー消費効率が、平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を 乗じて得た数値以上であること。
- (2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第12条の2の2 第6項第2号に規定する総務省令で定めるもの
- ア次のいずれかに該当すること。
- (ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- イ エネルギー消費効率が、平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の2第2項中「(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。)をいう。以下同じ。)」を削り、「付則第22条の2の3第6項から第11項」を「前項又は付則第22条の2の3第6項から第12項」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「前項」を「第1項」に、「100分の20」を「100分の25」に改め、同項第1号中「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下同じ。)」を削り、同号ア及びイを削り、同号中中「第12条の2の3第2項第1号八」を「第12条の2の2第3項第1号八」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
  - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
  - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこ

付則第22条の2第2項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号アとし、同号エ中「第12条の2の3第2項第1号二」を「第12条の2の2第3項第1号 口」に改め、同号エ(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
  - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
  - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこ と。

付則第22条の2第2項第1号エ(イ)を削り、同号エ(ウ)を同号エ(イ)とし、同号エを同号イとし、同項第2号中「第12条の2の2第2項第3号」を「第12条の2第2項第3号」に改め、同号ア中「第12条の2の3第2項第2号イ」を「第12条の2の2第3項第2号イ」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
  - a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべき ものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第6号イに 規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成30年軽油軽中量車 基準」という。)に適合すること。
  - b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべき ものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第6号イに 規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成21年軽油軽中量車 基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成 21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超 えないこと。

付則第22条の2第2項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「第12条の2の3第2項第2号ロ」を「第12条の2の2第3項第2号ロ」に改め、同号ウ中「7.5トン」を「3.5トン」に、「第12条の2の3第2項第2号ハ」を「第12条の2の2第3項第2号ハ」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
  - a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべき ものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第6号ハ (1)(i)に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成28年軽 油重量車基準」という。)に適合すること。
- b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあっては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第6号ハ(1)(ii)に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

付則第22条の2第2項第2号工及びオを削り、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前2項又は付則第22条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。
- (1) 次に掲げるガソリン自動車
- ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第4項第1 号イに規定する総務省令で定めるもの
  - (ア) 次のいずれかに該当すること。
    - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
  - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこ と。
  - (イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び付則第22条の2の3において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当する もので法附則第12条の2の2第4項第1号ロに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
  - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこ と。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗 じて得た数値以上であること。

- (2) 石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法 附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条にお いて同じ。)のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第12条の2の2第4項 第2号に規定する総務省令で定めるもの
- ア次のいずれかに該当すること。
- (ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第5号イ(1)に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第5号イ(2)に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて 得た数値以上であること。

付則第22条の2第1項の次に次の1項を加える。

- 2 ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下同じ。)(車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。)が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第2項に規定する総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。)をいう。以下同じ。)を受けるものの取得(付則第22条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第121条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- ア 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「排出ガス保安基準」という。)で法附則第12条の2第2項第4号イ(1)(i)に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第4号イ(1)(ii)に規定する総務省令で定めるもの(以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号 イに規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法第 78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準

となるべき事項を勘案して法附則第12条の2第2項第4号イ(2)に規定する総務省令で定めるエネルギー消費効率(以下この条及び付則第22条の2の3において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び付則第22条の2の3において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の2の3第1項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項第2号中「第12条の2の2第2項第2号」を「第12条の2第2項第3号」に改め、同項第3号中「第12条の2の2第2項第3号」を「第12条の2第2項第3号」に改め、同項第4号中「第12条の2の2第2項第4号」を「第12条の2第2項第4号」に改め、同項第5号中「第12条の2の5第1項第5号」を「第12条の2の4第1項第5号」に改め、同号ア中「第12条の2の5第1項第5号イ」を「第12条の2の4第1項第5号イ」に改め、同号アウ)中「100分の180」を「100分の195」に改め、同号イ中「第12条の2の5第1項第5号ロ」を「第12条の2の4第1項第5号ロ」を「第12条の2の4第1項第5号ロ」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「第12条の2の2第2項第5号イ」を「第12条の2第2項第6号イ」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「第12条の2の2第2項第5号イ」を「第12条の2第2項第6号イ」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「第12条の2の2第2項第5号イ」を「第12条の2第2項第6号イ」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法附則第12条の2第2項第5号に掲げる石油ガス自動車

付則第22条の2の3第2項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 付則第22条の2第2項又は第3項第1号に掲げるガソリン自動車
- (2) ガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第2項第2号に規定する総務省令で定めるものア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4分の1を超えないこと。
- ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて 得た数値以上であること。
- (3) 付則第22条の2第3項第2号ウに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)付則第22条の2の3第3項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項第1号中「第22条の2第3項第1号」を「第22条の2第4項第1号又は第5項第1号」に改め、同項第2号ア中「第12条の2の5第3項第2号イ」を「第12条の2の4第3項第2号イ」に改め、同号ア(ウ)中「100分の150」を「100分の180」に改め、同号イ中「第12条の2の5第3項第2号ロ」を「第12条の2の4第3項第2号ロ」に改め、同項第3号中「付則第22条の2第3項第2号ロ」に改め、同項第3号中「付則第22条の2第3項第2号ロ」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。
  - (3) 付則第22条の2第4項第2号に掲げる石油ガス自動車

付則第22条の2の3第4項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 付則第22条の2第6項第1号又は第7項第1号に掲げるガソリン自動車
- (2) 次に掲げるガソリン自動車(平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)
- ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第4項第2 号イに規定する総務省令で定めるもの

账

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の 値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法 附則第12条の2の4第4項第2号ロに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の 値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。
- (3) 付則第22条の2第6項第2号に掲げる石油ガス自動車
- (4) 付則第22条の2第7項第2号ウに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。) 付則第22条の2の3第5項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。
- (1) 付則第22条の2第8項第1号に掲げるガソリン自動車
- (2) 次に掲げるガソリン自動車 (平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)
- ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第5項第2 号イに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の 値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法 附則第12条の2の4第5項第2号ロに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の 値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗 じて得た数値以上であること。
- (3) 付則第22条の2第8項第2号に掲げる石油ガス自動車

付則第22条の2の3第6項中「第12条の2の5第6項」を「第12条の2の4第6項」に、「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第2号中「第12条の2の5第6項第2号」を「第12条の2の4第6項第2号」に改め、同条第7項中「第12条の2の5第6項第2号」を「第12条の2の4第6項第2号」に改め、同条第7項中「第12条の2の5第7項」を「第12条の2の4第7項」に、「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第2号中「第12条の2の5第8項」を「第12条の2の4第8項」に、「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第2号中「第12条の2の5第8項第2号」を「第12条の2の4第8項第2号」に改め、同条第9項中「第12条の2の5第9項」を「第12条の2の4第9項」に、「平成29年3月31日(第4号」を「平成31年3月31日(第3号」に、「平成28年10月31日」を「平成30年10月31日」に改め、同項第1号中「第12条の2の5第9項第1号」を「第13条の2の5第9項第1号」を「第12条の2の4第9項第1号」に、「第11項」を

「以下この条」に改め、同項第 2 号中「第12条の 2 の 5 第 9 項第 2 号」を「第12条の 2 の 4 第 9 項第 2 号」に改め、同項第 4 号を削り、同条第10項中「前項第 4 号」を「次」に、「第12条の 2 の 5 第10項」を「第12条の 2 の 4 第10項」に、「当該取得が平成28年11月 1 日から平成29年 3 月31日」を「第 1 号に掲げるトラックにあっては当該取得が平成30年11月 1 日から平成31年 3 月31日までに行われたときに限り、第 2 号に掲げるトラックにあっては当該取得が平成29年 4 月 1 日から平成30年10月31日」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41 条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安 定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用され るべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも 適合するもの
- (2) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41 条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安 定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用され るべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも 適合するもの

付則第22条の2の3第11項中「第12条の2の5第11項」を「第12条の2の4第11項」に、「平成29年3月31日(第5号」を「平成31年3月31日(第4号」に、「平成28年10月31日」を「平成30年10月31日」に改め、同項第5号を削り、同条第12項中「第12条の2の5第12項」を「第12条の2の4第13項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 車両総重量が12トンを超えるバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項において「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の4第12項に規定する総務省令で定めるものに適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(同項に規定する総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

付則第23条第1項第1号中「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に改め、同項第2号中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、同条第3項中「第12条の3第3項第4号に規定する総務省令で定めるエネルギー消費効率」を「第12条の3第3項第4号に規定する総務省令で定めるエネルギー消費効率(第5項において「基準エネルギー消費効率」という。)」に、「同号に規定する総務省令で定めるもの」を「同号に規定する総務省令で定めるもの(第5項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)」に改め、同項の次に次の2項を加える。

- 4 法附則第12条の3第5項各号に掲げる自動車に対する第144条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 5 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度にお

いて適用されるべきものとして定められたものに100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第5項第4号に規定する総務省令で定めるものの2分の1を超えないもので同条第6項に規定する総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので同項に規定する総務省令で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第144条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第30条の2第4項中「法第45条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第40条の3第2項に規定する確定申告書を含む」を「租税条約等実施特例法第3条の2の2第7項に規定する条約適用配当等申告書(以下この項において「条約適用配当等申告書」という」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、租税条約等実施特例法第3条の2の2第7項第1号に掲げる申告書及び同項 第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された 事項その他の事情を勘案して、前項後段の規定を適用しないことが適当であると市町村 長が認めるときは、この限りでない。

付則第30条の2第6項中「同条第6項」を「同条第15項」に、「法第45条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第40条の3第2項に規定する確定申告書を含む」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書(以下この条において「条約適用配当等申告書」という」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「第36条第6項」を「法第32条第15項」に改める。

# 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第57条第2項及び第61条の改正規定並びに付則第13条、第13条の2及び第13条の3第1項の改正規定並びに附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県 民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28 年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

- 4 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後 に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度 に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第61条の規定は、公布の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

6 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

7 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課 すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取 得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

8 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税につい て適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。